

平成 24 年 2 月 20 日

各 位

会 社 名 楽天株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷浩史
(J A S D A Q ・ コード 4755)

定款の一部変更について

当社は、本日開催の当社取締役会において、以下内容の定款の変更について、平成 24 年 3 月 29 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、本日開示しております『株式の分割および単元株式数の定めの新設（単元株制度の採用）について』記載のとおり、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 30 日（土）を基準日、平成 24 年 7 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び変更案第 7 条（単元株式数）の新設を行う旨を決議いたしました。これに伴い、変更案第 8 条（単元未満株主の権利）及び第 9 条（単元未満株式の売渡請求）を新設するものがあります。
- (2) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 9, 4 1 8, 0 0 0</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3, 9 4 1, 8 0 0, 0 0 0</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1 0 0</u> 株とする。
(新設)	<u>(単元未満株主の権利)</u> 第 8 条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利</u> <u>(2) 株主割当による募集株式及び募集</u>

<p>(新設)</p> <p>第7条～第36条 (条文省略)</p>	<p><u>新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(3) 次条の請求をする権利</u></p> <p><u>(单元未満株式の売渡請求)</u> <u>第9条 单元未満株式を有する株主は、その单元</u> <u>未満株式と併せて单元株式数となる数の株式を自</u> <u>己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</u></p> <p>第10条～第39条 (現行どおり)</p>
------------------------------------	---

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 24 年 3 月 29 日

定款変更の効力発生日

平成 24 年 7 月 1 日

以 上